

民設民営学童クラブ運営事業者への補助の拡充について

👉 **民設民営学童クラブ運営事業者への運営費補助の内容を拡充し、利用環境の充実や利用者負担の軽減による利用率向上を図る。**

- 東京都認証学童クラブ事業の認証を受けた学童クラブについて補助内容を拡充する。
- 都事業を活用し、施設の賃借料や送迎サービスの実施に係る補助額を引き上げる。

1 拡充内容

1 目的

東京都認証学童クラブ事業の開始を受け、認証を受けた場合の補助内容を拡充することにより、令和7年度中からの認証取得を促進し、利用環境の充実や利用者負担の軽減による民設民営学童クラブの利用率向上を図る。

2 主な拡充内容

(1) 東京都認証学童クラブに対する補助（都）

① 主な運営基準

項目	東京都認証学童クラブ	現行（都型学童クラブ）
専用区画	児童 1 人当たり 1.65㎡以上（将来的に 1.98㎡以上）	児童 1 人当たり 1.65㎡以上
職員体制	1 クラブにつき放課後児童支援員を 3 人以上配置 （うち 2 人を除き、補助員でも可）	1 クラブにつき放課後児童支援員を 2 人以上配置 （うち 1 人を除き、補助員でも可）
1 クラブ（支援単位） の規模	1 クラブにつき 10～40 人 （令和 9 年度までの経過措置期間中は～45 人）	1 クラブにつき 10～70 人 （概ね 40 人以下が望ましい）
利用料	月額 14,000 円以下（一部例外規定あり）	規定なし
開所時間	放課後～午後 7 時 （学校休業日は午前 8 時～午後 7 時）	

② 主な補助内容

基本額 6,187,000円／クラブ

上記のほか、常勤の放課後児童支援員を2名配置する場合（2,000,000円／クラブ）や、活動場所を複数確保する場合（1,929,000円／クラブ）など、基準を上回る人員配置やサービス内容等により各種加算措置あり

③ その他

現行の都型学童クラブ事業が令和9年度末に終了予定のため、東京都認証学童クラブへの円滑な移行を目指す。

(2) その他の補助（国・都）

東京都認証学童クラブ事業と併せて東京都待機児童解消区市町村支援事業が開始されたことに伴い、賃借料等に係る補助額の引き上げを行う。

対象	補助メニュー（事業）	令和6年度		令和7年度
賃借料	放課後児童クラブ運営支援事業（国・都）	3,066,000円／クラブ		10,620,000円／クラブ
	区単独補助	3,000,000円／クラブ		（区単独補助は廃止）
送迎実施費用	放課後児童クラブ送迎支援事業（国・都）	521,000円／クラブ		4,723,000円／クラブ

2 スケジュール(東京都認証学童クラブ事業)

令和7年	9月	申請事業者募集（第2回）
	10月	申請受付締切
	11月	都による認証 ※運営要件を満たせば、令和7年4月に遡及して認証